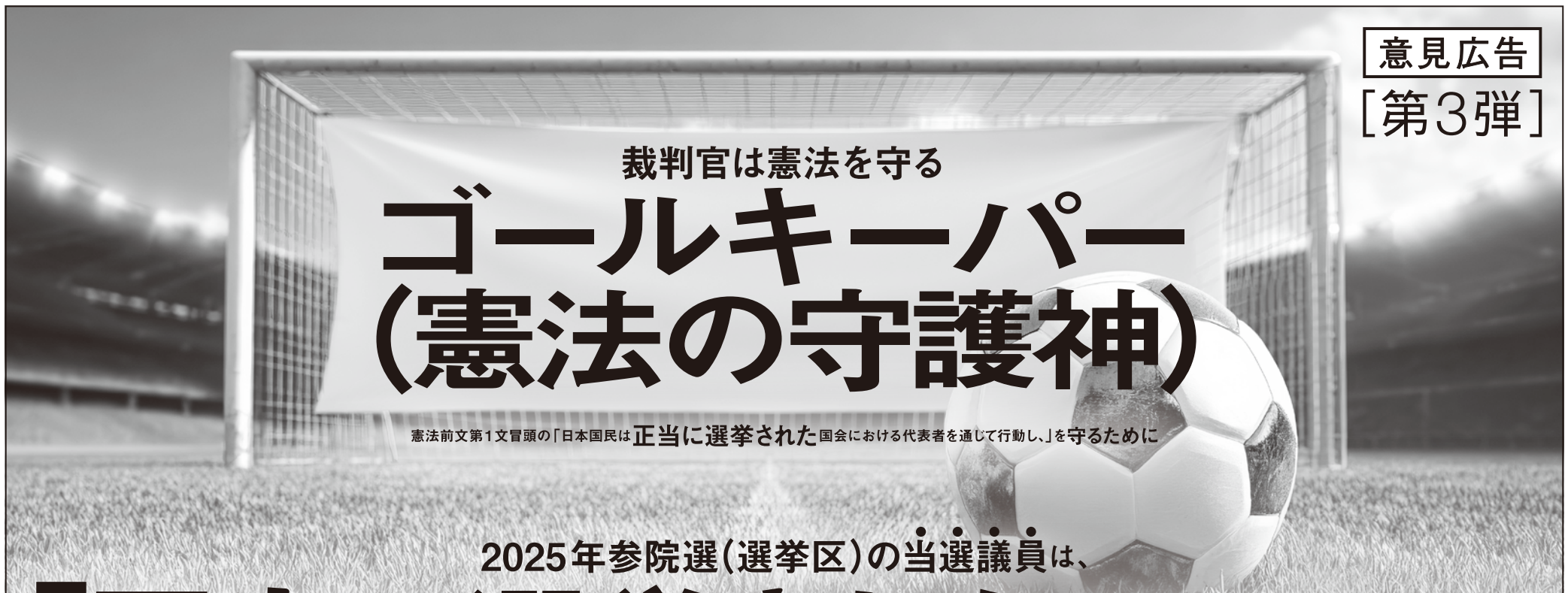

意見広告
［第3弾］

裁判官は憲法を守る

ゴールキーパー（憲法の守護神）

憲法前文第1文冒頭の「日本国民は**正当に選挙された**国会における代表者を通じて行動し、」を**守るために**

2025年参院選（選挙区）の当選議員は、

「正当に選挙された国会における代表者（憲法前文第1文冒頭）」ではない

Ⅰ［5主要民主主義国（米、独、仏、英、韓）が人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の長（首相、大統領）を選んでいるのに対し、日本は、1票の格差・2倍（1票対0.5票）の非人口比例選挙で首相を選んでいる。日本の選挙は**異質**である］

1 **行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙**について言えば、6主要民主主義国家（米、独、仏、英、韓、日）の中、日本だけ投票価値格差・2～3倍の**非**人口比例選挙であるところ、他の5か国（米、独、仏、英、韓）は、全て人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。

格差・2～3倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の5か国のそれらと比べて**きわめて異質**であり、**世界標準**の方法から**逸脱**しているといわざるを得ない。

2 **日本の国民一人当たり「平均賃金」**

1992～2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」（Average Wage）（但し、購買力平価）の値の推移は、右記**表1**のとおりである（OECDの公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない）。

国民一人当たり「平均賃金」を見ると、同期間で、日、韓、米、英、仏、独の6か国（ただし、いずれも、OECD加盟国）

	1992年平均賃金（A）	2020年平均賃金（B）	1992年から2020年の推移（B÷A）×100%
米	48,389米ドル	69,392米ドル	143.4%
独	42,562米ドル	53,745米ドル	**126.2**%
英	33,306米ドル	47,147 米ドル	141.5 %
仏	35,577米ドル	45,581米ドル	128.1 %
韓	23,796米ドル	**41,960**米ドル	176.3%
日	37,483米ドル	**38,515**米ドル	**102.7**%

表1（6カ国／国民一人当り平均賃金）

のなかで、**日本だけが**、僅か2%増加の**水平状態**で、**他の5か国は、すべて右肩上がり**であり、他の5か国中最低の独国ですら、26%増加である。

日本の国民一人当たり「平均賃金」は、**絶対額**でも、6か国のうちの**最低**で、38,515米ドル（ただし、韓国は41,960米ドル）である。

3 **全世界のGDPの中の日本のシェア**は、1995年に、**18%**であったが、2023年に、**4%に激減した**。**国難**である。

4 **人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者（国民）の投票数の49%の得票者が大統領に当選しなかった4か国とドイツと日本**

(1) **［米国］**2024年11月 米連邦大統領選（概ね人口比例選挙）
1位 トランプ氏・・・・・・・・**50.8%**（77,302,580票）
2位 ハリス氏・・・・・・・・・・49.2%（75,017,613票）
（但し、相対的得票率）

(2) **［韓国］**2022年3月 韓国大統領選（人口比例選挙）
1位 尹錫悦氏・・・・・・・・・**50.4%**（16,394,815票）
2位 李在明氏・・・・・・・・・49.6%（16,147,738票）
（但し、相対的得票率）

(3) **［ブラジル］**2022年10月 ブラジル大統領選（人口比例選挙）
1位 ルーラ氏・・・・・・・・・・**50.90%**（60,345,999票）
2位 ボルソナーロ氏・・・・・49.10%（58,206,354票）

(4) **［ペルー］**2026年6月 南米ペルー大統領選（人口比例選挙）
1位 ケイコ・フジモリ氏・・・・50.1%（9,223,396票）
2位 サンチェス氏・・・・・・・49.9%（9,173,755票）

(5) **［ドイツ］**2025年ドイツ連邦議会選挙では、与党であるCDU/CSU及びSPDの3党が総投票数*2の**52%**を得票し、**52%**の議席を獲得した（下記**表2**）。
投票率：82.5%。

	獲得議席（割合）（全630議席中）	得票数（得票率）（全42,833,356票中）*2
与党	**328（52%）**	**22,309,526（52%）**
CDU/CSU	208（33%）	14,160,402（33%）
SPD	120（19%）	8,149,124（19%）

表2（ドイツ選挙） *2：5%阻止条項の適用あり。

(6) **［日本］**2025参院選では、比例区で、**与党（自民・公明）**が総投票数の**30.4%**の得票であるにも拘わらず、全125議席中、**37.6%**の**47議席**を獲得した（下記**表3**）。
投票率：58.5%。

獲得議席	議席獲得率（選挙区+比例区）（全125議席中）	得票数（比例区）	得票率（比例区）（全59,185,396票中）
与党：47	**37.6%**	18,018,876	**30.44%**
自民：39	31.2%	12,808,306	21.64%
公明：8	6.4%	5,210,569	8.80%

表3（2025年参院選）

2026衆院選では、比例区で、**与党（自民・維新）**が総投票数の**45.4%**の得票であるにも拘わらず、全465議席中、**75.7%**の**352議席**を獲得した（下記**表4**）。
投票率：56.3%。

獲得議席	議席獲得率（選挙区+比例区）（全465議席中）	得票数（比例区）	得票率（比例区）（全57,259,957票中）
与党：352	**75.7%**	25,969,470	**45.35%**
自民：316	68.0%	21,026,140	36.72%
維新：36	7.7%	4,943,330	8.63%

表4（2026年衆院選）

これらは、上記4か国の国政選挙（大統領選）及びドイツの国政選挙（首相決定）と比べて、**異次元の差異**である。

Ⅱ【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであることは争いがない】

平成7（1995）年、政府委員（大出内閣法制局長官）は国会で、『憲法前文が憲法本文の各条項の**解釈基準**の一つである』旨答弁した。従って、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであること】については、原告・被告（日本政府）間で、**争いがない**。

Ⅲ【［憲法改正の国会発議］憲法96条1項の「各議院の総議員の2/3以上の賛成」の解釈】

憲法96条1項は、「①この憲法の改正は、各議院の総議員の2/3以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。（略）」（強調 弓用者）と定める。

上記の「各議院の総**議員**の2/3以上の賛成」は、憲法前文第1文冒頭の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」の定めを**解釈基準**として解釈すると、「各議院の総**議員**（＝総「**正当に選挙された国会における代表者**」）の2/3以上の賛成」と同義である。

Ⅳ【正当に選挙された国会における代表者】

1 最高裁大法廷令和5（2023）年10月18日判決（2022参院選）（以下、令和5年大法廷判決（参））は、『2022年参院選（選挙区）は、**一票の格差の是正が未達成であり、一票の格差の更なる是正が必要である**』旨判示している。

2 2025年参院選（選挙区）の区割りは、2022年参院選（選挙区）の区割りと同一である。

3 **令和5年大法廷判決（参）の同判示に照らして**、『一票の格差の「**更なる是正**」が必要な2025年参院選（選挙区）の**当選議員**は、憲法前文第1文冒頭の

「正当に選挙された国会における代表者」ではないと解される。

なぜならば、もし仮に、当該選挙が正当な選挙であると

すると、一票の格差の「**更なる是正**」（令和5年大法廷判決（参））が求められることなどあり得ないからである。

よって、**令和5年大法廷判決（参）**は、2022年参院選（選挙区）と、2022年参院選（選挙区）の選挙区割りと同じ選挙区割りの2025年参院選（選挙区）は、いずれも「**正当な選挙ではない**」と判断していると解される。

Ⅴ【歴史的な6つの高裁判決】

1 2025年参院選（選挙区）人口比例選挙請求裁判で、**6高裁判決**（①福岡高裁；②広島高裁（補助参加）；③仙台高裁；④札幌高裁；⑤広島高裁岡山支部；⑥仙台高裁秋田支部）は、**『本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く』**旨判示した。

更に、**6高裁判決**（東京高裁；上記①～⑤）は、同選挙に関し、**『憲法は投票価値の平等を要求する』**旨判示した。

2 上記**1**のとおり、**6高裁判決**が『**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示し、且つ**6高裁判決**が『**投票価値の平等が憲法の要求である**』旨判示（人口比例選挙判決）したことは、**日本史上初**である。

3 2025年、**6高裁**が上記**1**の判決を言渡したことにより、1945年（終戦）以降81年経過して、ようやく、**非**人口比例選挙の**国会議員主権国家**から脱皮して、**人口比例選挙の国民主権国家**（＝国民が、その**過半数の投票**で、国会議員を通じて首相を決定する国家）**の誕生**に向けて、**歴史が動き始めた可能性がある。**

Ⅵ【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）】

（憲法99条（裁判官の憲法尊重擁護義務））

1 2026年2月20日、米連邦最高裁は、（連邦議会の承認なく発した、関税の大統領令を**違憲無効**と判決した）米連邦地裁判決及び米連邦高裁判決を支持した（但し、裁判対象の関税金額・1,660億米ドル（**26兆円**））。

米連邦最高裁判所は、**憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）の行動**をしている。

2 **(1)** 2018年10月16日、ロバーツ米連邦最高裁首席判事（現職）は、ミネソタ大学ロースクールの公開講演会で、

「米連邦大統領と米連邦議会は、国民のために発言する。
裁判所は、国民のために発言しない。
裁判所は、憲法のために発言する。」
と述べた。

(2) ロバーツ米連邦最高裁首席判事のこの言葉は、【裁判所が、**憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）**であること】を**的確に指摘する。**

3 裁判所が**憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）**であることは、米国でも、（**憲法99条**が「**裁判官の憲法尊重擁護義務**」を定め、**81条**が「**裁判所の違憲立法審査権**」を定める）日本でも、同じである。

4 **憲法99条は**、「（略）**裁判官**（略）は、**この憲法を尊重し擁護する義務を負う。**」と定める。

5 **裁判官**は、

憲法を守るゴールキーパー（憲法の守護神）として、

(i) **憲法99条（裁判官の憲法尊重擁護義務）、81条、98条1項**に**基づき**、『2025年参院選（選挙区）は**違憲無効**である』旨判決し、

(ii) （上記Ⅳ**1**の**令和5年大法廷判決（参）**の判示及び**V1**の**6高裁判決**の判示に照らして、「**正当に選挙された国会における代表者**」（憲法前文第1文冒頭）**ではない**、2025年参院選（選挙区）の**当選議員**が、来春、憲法改正の国会発議で投票するという、）

憲法96条1項違反の憲法改正発議を**止める義務**がある。

同義務違反は、（もしあれば、）裁判官の憲法99条（裁判官の憲法尊重擁護義務）違反である。

(iii) 昭和51年大法廷判決（衆）は、『当該選挙の違憲無効判決は、選挙を遡って無効にすることなく、**将来に向かって無効とする**』旨判示する。

従って、最高裁の選挙無効判決が言渡されても、同判決前に成立済の全ての立法は有効であるので、**社会的混乱は一切生じない**。

民主主義選挙の国際標準は人口比例選挙
5つの主要民主主義国（英、独、米、仏、韓）

	United Kingdom	Germany	United States	France	South Korea
議院内閣制		**ドイツ連邦…（完全人口比例選挙）** 小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は（比例代表への）第2票の得票数によって決まる。小選挙区はサンラグ方式を採用。			
			英連合王国…（概ね、人口比例選挙） **（サンラグ方式）格差±5%（1.11倍以下）**		
大統領制（大統領選挙）			**米連邦……（概ね、人口比例選挙）**	**フランス……（完全人口比例選挙）**	**韓国……（完全人口比例選挙）**

一人一票実現国民会議
公式Xアカウント：
@hitori_ippyo #ippyo
サポーターによる応援アカウント
一人一票実現しよう！：
http://www.facebook.com/hitori.ippyo

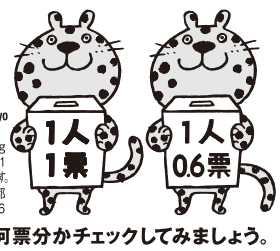

お問い合わせ | ippyo@ippyo.org
Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先 | 〒150-0031東京都渋谷区桜丘町17-6

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。
https://www2.ippyo.org/ 一人一票 検索

［この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。］
振替口座：三井住友銀行 渋谷駅前支店［普通］4301426 / 郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義：一人一票実現国民会議 ※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧下さい。

認定NPO法人 **一人一票実現国民会議**